



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2016年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

BEPS における国別報告書作成を含む税制改正案

(1) ドイツにおいても国別報告書とマスターファイル作成義務を導入

2016年6月1日、ドイツ財務省は、OECDによるBEPS イニシアチブ最終報告書の勧告と国別報告書導入に係るEU行政協力指令の修正に基づく税制改正案を提出した。

改正案にはまた、BEPSに関連しないものもいくつか含まれており、税務当局の見解と異なる見解をドイツ連邦税務裁判所(BFH)が示し、法的な対応を求められていたものも含むものである。

注目すべき事項は下記で述べるが、これに加えて、新たなEU指令に従い、クロスボーダーの事前税務ルーリングに係る自動情報交換の導入や、アメリカとの外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)協定に基づき、情報交換のための6年間の情報保持期限も導入される。

当該改正は、国別報告書を除き、2017年1月1日施行が予定されており、国別報告書は、2015年12月31日後に始まる事業年度について適用される(ただし、2016年12月31日後に開始する事業年度にのみ適用される代理メカニズムを除く)。

(2) 改正案の詳細

国別報告書:

国別報告書については、連結売上高が7億5000万ユーロの多国籍企業に提出を義務付けるもので、BEPS 行動13の勧告とEUの国別報告書指令に基づくものである。

行動13に則して、国別報告書は、(i)税務管轄ごとの所得、納税額および資本、資産、従業員を含む経済活動の配分概観、(ii)税務管轄ごとに集約した多国籍企業グループを構成する全事業体一覧、(iii)上記2パートの情報の理解に必要な追加情報、の3つのパートから構成されている。改正案は、また、国別報告書目的の代理親会社と子会社の決定方法のルールを含むものである。なお、究極の親会社、代理親会社および子会社かどうかの地位に係る一定の情報は、各社の年次の申告書に記載されることとなる。

国別報告書は、関連する事業年度後12カ月以内に税務当局に電子的に提出されることとなる。そして、連邦税務当局の要件を充足するデータを15年間保持することが求められている。

改正案は、また、国別報告書の政府間の自動交換メカニズムも含んでいる。

マスターファイル:

BEPS 行動 13 においては、移転価格文書を目的としたマスターファイルとローカルファイルの導入を勧告している。一定の場合において、ローカルファイルは、ドイツの税法上既に義務付けられているので、わずかな修正事項のみが、改正案に含まれている。また、前年の連結売上高が 1 億ユーロ以上の多国籍企業を構成する一定のドイツ納税義務者は、新たにマスターファイルの作成が義務付けられる。しかしながら、ローカルファイルと同様に、マスターファイルは、税務調査において税務当局の求めに応じ、60 日以内(特別な取引に関しては 30 日以内)に提出が必要とされるものである。

独立企業原則適用に係るトリートオーバーライド条項:

2014 年に、ドイツ連邦税務裁判所は、租税条約が、OECD モデル租税条約第 9 項関連企業条項と同等で、取引価格が独立企業間価格のときに、外国税法に基づき、ドイツの結んだ租税条約は、ドイツの課税権を制限できるとした。改正案は、この制限を削除するもので、外国税法第 1 条 1 項を修正している。

CFC ルールに関する営業税の所得:

2015 年に、ドイツ連邦税務裁判所は、軽課税国にある 100%子会社でドイツ CFC ルールに基づき法人税の課税所得となっている受動的所得は、営業税の課税対象とならないとの判決を下した。ドイツ連邦裁判所は、当該 CFC 所得は、ドイツの税法上在外の恒久的施設に係るみなし所得を構成し、このため、営業税の課税標準から減額されるものと結論付けた。税制改正案は、ドイツ連邦裁判所の決定と相反する営業税の修正を含んでいる。加えて、在外の恒久的施設(またはパートナーシップ)が EU 内にあり、十分な実態があるときにのみ、在外の恒久的施設の海外受動的所得が営業税の課税対象外となるものとしている。当該変更は、ライセンス収入が営業税の課税対象外とならないことを利用する一定の IP (Intellectual Property) 保有ストラクチャーの制限を意図するものである。

在外子会社からの一定の配当に係る営業税:

2014 年、ドイツ連邦税務裁判所は、ドイツの税グループにおける被支配法人であるドイツ親会社が受領した在外子会社からの配当については、95%免税ではなく、100%免税であるとの判決を下した。改

正法案は、当該配当について、再度 95%免税であるとする修正を含むものである。

金融機関に係る資本参加免税:

改正法案は、所得の全額を課税対象としている銀行やその他金融機関の資本参加免税に係る 95%免税に係る例外について、取得時において、商法で定義されている営業資産として計上されている株式からの所得に限定して適用されるとしている。また、当該規定に係る金融機関の定義が明確化されている。

国内のスウィッチオーバーおよび条件付課税条項:

ドイツ無制限納税義務者の無税や低税額を回避するために、条約の相手国において一定の最低限の税率により課税されている所得についてのみ、関連する所得に対して免税措置となる条項が設けられている。改正案は、2015 年のドイツ連邦税務裁判所の決定に対応し、相手国において課税対象となる所得の一部についてのみ条項が適用されることも明確化している。

(3) デロイトのコメント

改正案には、2014 年に提案され長期にわたり保留されているアンチハイブリッドルールについては含まれていない。税実務家は、BEPSに係る法制化の一つとして改正を期待している。当該改正は 2017 年まで公表されない可能性があるが、これにより、EU の反租税回避指令との一致が図られる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

e-mail: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。